

瑞浪市土地開発事業及び特殊建築物に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、瑞浪市土地開発事業及び特殊建築物に関する条例（平成13年条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区画の変更 公共施設の新設、改廃による土地の区画の変更をいう。
- (2) 過去の所有形態 3年以内の土地の所有形態をいう。
- (3) 一体の事業 事業者、工事設計者、工事施行者のいずれかが同一の事業の場合をいう。
- (4) 同一の企画 同一の土地利用形態をいう。
- (5) 地域住民 土地開発区域界から100メートル以内に現に居住する住民をいう。
- (6) 利害関係者 土地開発区域又は、土地開発区域界から100メートル以内に権利を有する者及び土地開発区域が存在する地元区長（区長の下に組長がある場合は組長を含む。）
- (7) 瑞浪市都市計画マスタープラン 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2の規定に基づき定めた瑞浪市の都市計画に関する基本的な方針をいう。

(適用範囲除外)

第3条 条例第3条第1項第7号に定める、その他市長が特に必要と認める土地開発事業とは、国又は県の補助により行う土地開発事業及び公共事業に伴う代替施設等の土地開発事業をいう。

(土地開発事業の協議内容)

第4条 条例第4条に規定する協議は、土地開発事業計画協議申出書（様式第1号）に必要な書類を添えて、正本1通、副本1通を提出しなければならない。ただし、残土処分及び堆積のみを目的とした事業の協議は、土地開発事業計画協議申出書（様式第1号1の2）を提出して行うものとする。

- 2 各法令等の規定に基づく土地開発事業は、その法令に基づく事前協議申請書を前項の申出書と代えることとする。
- 3 市長は、法令に定めるもののほか、瑞浪市土地開発事業及び特殊建築物に関する指導要綱（平成13年瑞浪市告示第31号。以下「要綱」という。）に規定する基準に基づいて申出の内容を検討し、当該申出の内容が適当であると認めるときは土地開発事業協議の承認書（様式第2号）により第6条第1項に定める協定の締結を求めるとともに、事業者に対し各法令等による許可、認可及び確認等の手続がある場合は、その手続を行うよう通知するものとする。
- 4 市長は、前項の規定による検討の結果、適当でないと認めるときは、土地開発事業協議の変更（中止）要請書（様式第3号）により事業者に対し申出の内容の変更若しくは事業の中止について要請するものとする。
- 5 市長は、事業者が正当な理由がないのに前項の規定により通知した日から起算して2年を経過しても第6条第1項に規定する協定の締結がない場合は、事業者に対して土地開発事業協議承認取消書（様式第4号）をもって当該土地開発事業の承認を取消することができるものとする。
- 6 事業計画の検討は、次に掲げる事項を基準として行うものとする。
 - (1) 事業計画は、土地の利用目的が瑞浪市総合計画、瑞浪市都市計画マスタープランその他土地利用に関する計画に適合するものであること。
 - (2) 要綱に規定する基準に適合するものであること。

(特殊建築物の協議内容)

第5条 条例第4条に規定する特殊建築物の協議は、特殊建築物協議申出書(様式第5号)に必要な書類を添えて、正本1通、副本1通を提出しなければならない。

2 市長は、申出の内容を検討し、当該申出内容が適当でないと認めるときは、特殊建築物協議の変更(中止)要請書(様式第6号)により事業者に対して申出の内容の変更若しくは中止について指導し、又は要請するものとし、適当であると認めるときは特殊建築物協議の承認書(様式第7号)により事業者に対し各法令等による建築行為の手続をするよう通知するものとする。

3 事業計画の検討は、要綱に規定する基準に適合するものであること。

(協定の締結内容)

第6条 事業者は、条例第8条に定める公共施設等の移管の協議その他必要な事項について、関係法令等の許認可手続に先立ち、瑞浪市土地開発事業に関する協定書(様式第8号)により市長と協定を締結しなければならない。

2 協定を締結した事業者は、瑞浪市土地開発事業に関する協定締結済証(様式第9号)を土地開発区域内の良く見える場所に設置しなければならない。

(工事の着手)

第7条 事業者は、前条第1項による協定を締結した後でなければ工事に着手してはならない。

2 事業者は、工事に着手するときは、着工日の7日前までに着工届(様式第10号)を市長に届け出なければならない。ただし、特に問題がないと市長が認めた場合は着工日前日までに届け出るものとする。

(事業の変更、中断、廃止等)

第8条 事業者は第6条第1項による協定締結後、事業内容を変更しようとするときは、事前に土地開発事業計画協議変更申出書(様式第11号)により市長と協議しなければならない。

2 事業者は、土地開発事業を廃止し、又は工事を2か月以上中断しようとするとき若しくは中断した工事を再開しようとするときは、速やかに市長に土地開発事業に係る工事廃止、中断、再開届(様式第12号)により届け出なければならない。この場合において、事業者は、あらかじめ地域住民又は利害関係者との調整を図っておかななければならない。

(地位の承継)

第9条 第6条第1項の規定による協定の締結後、当該土地開発区域内の土地所有権その他の当該土地開発事業を施行する権限を取得した者は、市長に地位承継承認申出書(様式第13号)を提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、地位承継承認申出書の提出を受けたときは、条例、本規則及び要綱の規定を準用するものとする。

(工事の完成検査)

第10条 事業者は、土地開発事業に係る工事が完成したときは、速やかに完成届(様式第14号)を市長に提出し、検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による完成届を受理したときは、遅滞なく当該工事が申請の内容に適合しているかについて検査し、適合していると認めたときは、土地開発事業検査済証(様式第15号)を事業者に交付するものとする。

(公共施設等の管理の協議内容)

第11条 条例第8条に規定する協議については、公共施設等の管理計画書(別表)に基づき、管理予定者との協議書(様式第16号)により行うものとする。

2 各法令等の規定に基づく開発許可を要する土地開発事業については、その法令等に規定する協議をもって前項の協議に代えるものとする。

3 事業者は、公共施設等の用に供する土地を市に帰属又は寄附しようとするときは、土

地の帰属・寄附申出書（様式第17号）を市長に提出し、公共施設等を寄附しようとするときは、公共施設等寄附申出書（様式第18号）を市長に提出しなければならない。

4 事業者は、公共施設等の管理を市に移管するときは、公共施設等移管検査申出書（様式第19号）を市長に提出し、公共施設等の検査（以下「移管検査」という。）を受けなければならない。

5 市長は、前項の移管検査を実施した後、事業者に対し公共施設等移管検査結果通知書（様式第20号）により検査の結果を通知するものとする。この場合において、不備を認めたときは、再度移管検査を実施するものとする。

6 事業者は、公共施設等の管理の移管手続が完了するまでの間、公共施設等の管理責任を負わなければならない。

7 第1項の管理予定者との協議書に基づき前条第2項による土地開発事業検査済証の交付までに管理を市に移管する公共施設等については、移管検査を省くことができる。

8 土地開発事業内容の変更に伴い、第1項の協議内容に変更が生じるときは、変更後の施設等の管理について第1項を準用する。

（経費）

第12条 土地の帰属、寄附及び管理の移管に伴う経費は、事業者負担とする。

（立入検査）

第13条 条例第11条第3項の規定による立入検査をする市職員は、その身分を証明する立入証明書（様式第21号）を携帯し、関係者の請求があった場合は、これを提示するものとする。

（公表方法）

第14条 条例第12条に規定する公表は、市報への掲載その他市長が適当と認める方法により行う。

2 前項の規定により公表するときは、事業者に対し公表の2週間前までに書面により通知し、弁明の機会を与えるものとする。

（その他）

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、別に市長が定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、平成13年7月1日から適用する。

（規則の廃止）

2 瑞浪市環境保全条例施行規則（昭和60年規則第27号）は、廃止する。

附 則（平成17年6月27日規則第32号）

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成18年3月27日規則第7号抄）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月14日規則第12号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月26日規則第14号）

（施行期日）

1 この規則は平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に従前の規則の規定に基づいてなされた処分又は手続きは、この規則の相当規定に基づいてなされた処分又は手続きとみなす。

附 則（平成25年12月20日規則第43号）
（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に従前の規則の規定に基づいてなされた処分又は手続きは、この規則の相当規定に基づいてなされた処分又は手続きとみなす。

附 則（令和2年3月31日規則第27号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第11条関係）

公共施設等の管理計画書

施設の名称	協議担当課	土地及び施設の帰属 又は寄附採納の時期	施設の管理の移管時期又は 管理の内容
道路	土木課	完了公告の日又は検査済書交付日又はその翌日	検査済書交付1年後再検査し、破損箇所手直しのうえ市に移管する。ただし、事業者又は地元が管理するものを除く。
水路			検査済書交付2年後再検査し、破損箇所手直しのうえ市に移管する。ただし、事業者又は地元が管理するものを除く。
調整池 沈砂池			検査済書交付1年後再検査し、破損箇所手直しのうえ市に移管する。
公園	管理は事業者又は地元が行うこと。		
緑地・緑道広 場等	幹線道路及び公園内の街灯及び植樹は、検査済書交付1年後再検査し、破損箇所手直しのうえ市に移管する。その他の街灯及び植樹は事業者又は地元が管理すること。		
街灯 植樹	同左。ただし、事業者又は地元で管理するものを除く。		
上水道施設	上下水道課		検査済書交付1年後再検査し、破損箇所手直しのうえ市に移管する。
下水道施設			同左
防火水槽	消防本部		事業者又は地元で管理すること。
消火栓	消防本部 上下水道課		
ゴミ集積所	クリーンセンター		
防犯灯	生活安全課	完了公告の翌日	地元で管理すること。
集会場	市民協働課	担当課との協議により、定めるものとする。	
文化財	スポーツ文化課		

土地開発事業計画協議申出書

年 月 日

様

事業者 住 所
氏 名 印
TEL () —

瑞浪市土地開発事業及び特殊建築物に関する条例第 4 条の規定により次のとおり協議いたします。

土地開発事業名	
土地開発区域の位置	
土地開発区域の面積	
設計者住所、氏名	
工事施行者住所、氏名	

土地開発事業計画に関する事項

事業目的	
事業概要	別紙土地開発事業概要書のとおり
総事業費	円
工事予定期間	着工 年 月 日 完成 年 月 日 (協定締結後、 月間)

添付書類

- 1 土地開発事業概要書（別紙）
- 2 申請人の登記簿謄本（個人の場合は住民票の抄本）
- 3 位置図
- 4 現況平面図
- 5 土地開発区域の公図
- 6 土地開発区域の登記簿謄本
- 7 同意者一覧表
- 8 土地開発区域に権利を有する者の同意書
- 9 土地開発区域に権利を有する者の印鑑登録証明書（原本）
- 10 区長及び組長の同意書
- 11 諸許可申請書の写し
- 12 流量計算書
- 13 土量計算書
- 14 土地利用計画図
- 15 地積図
- 16 造成計画平面図
- 17 造成計画断横断面図
- 18 排水施設計画平面図
- 19 給水施設計画平面図
- 20 がけ、擁壁の断面図
- 21 道路縦横断面図
- 22 防災工事計画平面図
- 23 各種構造図、詳細図
- 24 その他市長が指示する書類

様式第 1 号 1－2（第 4 条関係）

土地開発事業計画協議申出書
（残土処分、堆積目的）

年 月 日

瑞浪市長 様

事業者 住 所
氏 名 印
TEL （ ） ー

瑞浪市土地開発事業及び特殊建築物に関する条例第 4 条の規定により次のとおり協議いたします。

土地開発事業名	
土地開発区域の位置	
土地開発区域の面積	
設計者住所、氏名	
工事施行者住所、氏名	

土地開発事業計画に関する事項

事業目的	残土処分 土砂堆積
事業概要	
総事業費	円
工事予定期間	着工 年 月 日 完成 年 月 日 （締結後、 間）

搬入土の採取先	
登記簿地目	
現況地目	
土地開発区域の最終形態計画（法面を含む）	

添付書類

- 1 土地開発事業概要書（別紙）
- 2 申請人の登記簿謄本（個人の場合は住民票の抄本）
- 3 位置図
- 4 現況平面図
- 5 土地の公図
- 6 土地開発区域の登記簿謄本
- 7 同意者一覧表
- 8 土地開発区域に権利を有する者の同意書
- 9 土地開発区域に権利を有する者の印鑑登録証明書（原本）
- 10 区長及び組長の同意書
- 11 土量計算書
- 12 流量計算書
- 13 造成計画平面図
- 14 造成計画断面図
- 15 排水施設計画平面図
- 16 がけ、擁壁の断面図
- 17 防災工事計画平面図
- 18 その他市長が指示する書類

(別紙)

土 地 開 発 事 業 概 要 書

土地開発区域の位置							
設計の基本計画							
土地開発 区域の現 況	地域指定	用途指定(), 砂防地域, 河川保全区域, 保安林地域 農業振興地域, 補助整備区域, その他()					
		宅地	農地	山林	公共施設	その他	合計
	面積 m^2						
	比率 %						100%
土地利用 の計画		宅地用地	公共施設 用地	公益施設 用地	その他の 公共用地	その他	合計
	面積 m^2						
	比率 %						100%
公共施設 の整備 計画	開発区域内 の公共用地	区分	面積 m^2		比率 %		
		道路					
		公園、緑地及び広場					
		公共施設					
		その他の公共施設					
		計					
	その他の 公共用地	区分	名称		長さ、幅員		
		接続道路					
		排水流末施設					
公共施設 の整備 計画	施設名	小中学校	幼稚園	保育所	集会所	その他	計
	面積 m^2						
	比率 %						
区画数	区画数 戸数						
給水施設	市営水道 専用水道 簡易水道 井戸						
し尿処理	下水道 集落排水 合併処理浄化槽 処理対象人員 人						
消防施設	消火栓 箇所 m^2 防火水槽 箇所 m^2						
開発区域からの発生交通量		台/日		既存道路の交通量		台/日	

土 地 開 発 事 業 協 議 の 承 認 書

第 号
年 月 日

様

瑞浪市長 印

瑞浪市土地開発事業及び特殊建築物に関する条例第 4 条の規定により、協議の申出があった下記の協議の内容については、承認しましたので瑞浪市長と協定を締結するとともに、各法令等の許可、認可及び確認等の手続きがある場合はその手続きを行ってください。

土地開発事業名	
土地開発事業の目的	
土地開発区域の位置	
土地開発区域の面積	m ²
指示事項	

様式第 3 号（第 4 条関係）
土地開発事業協議の変更（中止）要請書

第 号
年 月 日

様

瑞浪市長 印

瑞浪市土地開発事業及び特殊建築物に関する条例第 4 条の規定により、協議の申出があった協議の内容は、下記の理由により不適当であると認められるので当該事業内容を変更（中止）されるよう要請します。

土地開発事業名	
土地開発事業の目的	
土地開発区域の位置	
土地開発区域の面積	m ²
理 由	

土地開発事業協議承認取消書

第 号
年 月 日

様

瑞浪市長 印

瑞浪市土地開発事業及び特殊建築物に関する条例施行規則第 4 条第 5 項の規定により、
下記の協議の承認を取消します。

承認年月日、番号	年 月 日 第 号
土地開発事業名	
土地開発事業の目的	
土地開発区域の位置	
土地開発区域の面積	m ²

様式第 5 号（第 5 条関係）

特 殊 建 築 物 協 議 申 出 書

年 月 日

様

事業者 住 所
 氏 名 印
 T E L

瑞浪市土地開発事業及び特殊建築物に関する条例第 4 条の規定により次のとおり協議いたします。

名 称	
建物用途	
建築場所	
敷地面積、建築面積 及び延べ面積	
新築、増改築の別	
構造、設備の概要	
そ の 他	

提出書類 付近見取図・配置図・各階平面図・立面図・利害関係者の同意書そ
 の他参考書類

特殊建築物協議の変更（中止）要請書

第 号
年 月 日

様

瑞浪市長 印

瑞浪市土地開発事業及び特殊建築物に関する条例第 4 条の規定により協議の申出があった協議内容は、下記の理由により不適當であると認められるので当該建築物の内容を変更（中止）されるよう要請します。

名 称	
建物用途	
建築場所	
敷地面積、建築面積 及び延べ面積	
新築、増改築の別	
構造、設備の概要	
そ の 他	
理 由	

特 殊 建 築 物 協 議 の 承 認 書

第 号
年 月 日

様

瑞浪市長 印

瑞浪市土地開発事業及び特殊建築物に関する条例第 4 条の規定により、協議の申出があった下記の建築物について承認します。つきましては、各法令等の手続きを行ってください。

名 称	
建築用途	
建築場所	
敷地面積、建築面積 及び延べ面積	
新築、増改築の別	
構造、設備の概要	
その他	

次の条件を遵守してください。

瑞浪市土地開発事業に関する協定書

第 1 条 瑞浪市長（以下「甲」という。）と、土地開発事業者

（以下「乙」という。）との間で瑞浪市土地開発事業及び特殊建築物に関する条例第 3 条の土地開発事業につき、「瑞浪市土地開発事業及び特殊建築物に関する条例施行規則」（以下「規則」という。）及び「瑞浪市土地開発事業及び特殊建築物に関する指導要綱」（以下「要綱」という。）に基づいて次のとおり協定する。

第 2 条 乙は、当該土地開発事業の施行に当たっては、都市計画法、農地法、森林法、その他関係法令並びに条例、規則、要綱を厳守し、万一当該土地開発事業に起因して利害関係人等との間に紛争が生じたときは、乙の責任において解決するものとする。

第 3 条 乙が行う土地開発事業の概要は次のとおりとする。

一 施行場所

二 施行目的

三 施工面積

四 施工期間

本協定締結の日から 年 月 日まで

第 4 条 乙は、当該土地開発事業に着手しようとするとき並びに竣工したときは、甲にその旨を届出し、甲の竣工検査を受けなければならない。

第 5 条 乙は、当該事業の内容を変更しようとするときは、事前に甲と協議しなければならない。

第 6 条 当該土地開発事業に係る施設等の維持管理については、別紙「施設等の協議結果書」のとおりとする。

第 7 条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

年 月 日 第 号
甲

印

乙 住 所
氏 名

印

施設等の協議結果書

[illegible]

様式第 9 号（第 6 条関係）

瑞浪市土地開発事業に関する協定締結済証	
土地開発事業名	
土地開発区域の位置	
土地開発区域の面積	m ²
事業者	住所 氏名
事業期間	年 月 日から 年 月 日まで
工事施行者	住所 氏名
開発協定締結日	第 号 年 月 日

様式第10号（第7条関係）

着工届

年 月 日

様

事業者住所

氏名

印

Tel () ー

瑞浪市土地開発事業及び特殊建築物に関する条例施行規則第7条第2項の規定により届出ます。

協定年月日、番号		年 月 日	第 号
土地開発事業名			
土地開発事業の目的			
土地開発区域の位置			
土地開発区域の面積		㎡	
工事着工日		年 月 日	
工事完了日		年 月 日	
工事 施 行 者	住所		
	氏名		
	電話番号		
工事 管 理 者	住所		
	氏名		
	電話番号		

土地開発事業計画協議変更申出書

様

事業者 住 所
氏 名 印
TEL () ー

瑞浪市土地開発事業及び特殊建築物に関する条例施行規則第8条第1項の規定により
内容を変更したいので協議します。

協定年月日、番号	年 月 日 第 号
土地開発事業名	
土地開発事業の目的	
土地開発区域の位置	
土地開発区域の面積	
変更部分	
変更の理由	

◎ 変更前、変更後の状況を明示できる計画及び設計概要書、図面を添付すること。

土地開発事業に係る工事廃止、中断、再開届

年 月 日

瑞浪市長 様

事業者 住 所
氏 名 印
Tel () —

瑞浪市土地開発事業及び特殊建築物に関する条例施行規則第8条第2項の規定により
次のとおり届け出ます。

土地開発事業名	
土地開発区域の位置	
土地開発区域の面積	
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
廃止、中断、 再開年月日	年 月 日 廃止 中断 再開
中断予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
廃止、中断、 再開理由	
廃止又は中断時の 工事進捗状況	
防災措置	
備考	

注 廃止、中断、再開のうち該当するものに○を付けること。

添付書類

- 1 廃止又は中断時の写真
- 2 防災措置に係る図面

地 位 承 継 承 認 申 出 書

年 月 日

瑞浪市長 様

住 所
地位譲受者 氏 名 印
T E L

瑞浪市土地開発事業及び特殊建築物に関する条例施行規則第9条の規定により次のとおり協議いたします。

土地開発事業名	
土地開発区域の位置	
土地開発区域の面積	
協定年月日及び番号	
地位譲渡者	
承継理由	

添付書類

- 1 地位譲受者の登記簿謄本（個人の場合は住民票の抄本）
- 2 土地開発区域に権利を有する者の同意書及び印鑑証明書の原本、区長組長の同意書

＊ 第6条の規定による協定を締結した者の相続人その他一般承継人は、添付書類は提出しなくてもよい。

様式第14号（第10条関係）

完 成 届

年 月 日

瑞浪市長 様

事業者 住 所

氏 名

TEL

瑞浪市土地開発事業及び特殊建築物に関する条例施行規則第10条第1項の規定により
工事が完成したので届出ます。

協定年月日、番号		年 月 日	第 号
土地開発事業名			
土地開発事業の目的			
土地開発区域の位置		恵那市 町	
土地開発区域の面積		m^2	
工事完成日		年 月 日	
備 考			

添付書類

- 1 土地開発区域の出来高調書
- 2 道路、水路、勾配の出来高調書

土地開発事業検査済証

第 号
年 月 日

瑞浪市長

印

下記の土地開発事業は、検査の結果竣工と認めたので、瑞浪市土地開発事業及び特殊建築物に関する条例施行規則第10条第2項の規定により、土地開発事業検査済証を交付します。

事業者の住所		
事業者の氏名		
協定年月日、番号		年 月 日 第 号
土地開発事業名		
土地開発事業の目的		
土地開発区域の位置		
土地開発区域の面積		m ²
竣工検査日		年 月 日
備 考		

※本検査済証は、当該事業の品質を保証するものではなく、事業計画と照合して判定をしたものである。

管 理 予 定 者 と の 協 議 書

年 月 日

様

事業者 住 所
氏 名 印
Tel () —

地内で行う土地開発事業及び特殊建築物に関する工事により
設置される施設等の管理について、瑞浪市土地開発事業及び特殊建築物に関する条例施行規則第11条第1項の規定により、次のとおり協議します。

施設の名称	位置	規模及び概要	管理者となる者	移管の内容

注意1 →公共施設等すべてについて記載すること。
注意2 →「移管の内容」欄は、別表1の「施設等の管理計画書」に準じて記載すること。

土地の帰属・寄附申出書

年 月 日

様

事業者 住 所
氏 名 印
TEL () —

次の土地を、瑞浪市土地開発事業及び特殊建築物に関する条例施行規則第11条第3項に基づき市へ帰属・寄附いたします。

1 事業名 _____

2 帰属・寄附する土地

用途	地目	位置（土地の表示）	面積

○添付書類

- 1 位置図
- 2 字絵図
- 3 土地開発事業計画書
- 4 土地利用計画図
- 5 公共施設に関する新旧対象図
- 6 公共施設に関する新旧求積図
- 7 各筆調書（新公共施設の土地の筆のみ）
- 8 新公共施設（土地）が開発者の所有でないときの承諾書

注 登記に要する諸費用は、事業者の負担とする。

公 共 施 設 等 寄 附 申 出 書

年 月 日

様

事業者 住 所

氏 名 印

TEL () —

次の公共施設等を、瑞浪市土地開発事業及び特殊建築物に関する条例施行規則第11条第3項に基づき市へ寄附いたします。

1 事業名 _____

2 寄附する公共施設等

施設用途	地目	位置（土地の表示）	備考

○添付書類

- 1 位置図
- 2 字絵図
- 3 土地開発事業計画書
- 4 配置図（1／100）
- 5 各階平面図（1／100）
- 6 立面図又は衣裳図（1／100）

＊ 施設用途欄には、建物用途、街灯、植樹、ゴミ集積所、防災無線等を記入すること。

注 登記に要する諸費用は、事業者の負担とする。

公 共 施 設 等 移 管 検 査 申 出 書

年 月 日

様

事業者 住 所
氏 名 印
TEL () ー

次の公共施設等を瑞浪市土地開発事業及び特殊建築物に関する条例施行規則第11条第4項に基づき管理を市へ移管しますので、同施設の検査を申し出ます。

事業名	
所在地	
施設の名称	道路、水路、沈砂地、調整池、公園、集会所、 下水道施設、防火水槽、その他（ ）
協定年月日	年 月 日 第 号
市の検査済証交付年月日	年 月 日 第 号

＊ 各施設ごとに一枚ずつ作成すること。

公共施設等移管検査結果通知書

第 号
年 月 日

様

瑞浪市長 印

施設等の検査結果について、瑞浪市土地開発事業及び特殊建築物に関する条例施行規則第11条第5項の規定により、次のとおり通知します。

移管する施設		
所在地		
立会人	市側	
	業者側	
土地開発事業名		
検査年月日	年 月 日	
検査結果		

立 入 証 明 書

（表 面）

第	号
立 入 証 明 書	
職名	写真貼付け
氏名	
年 月 日	
瑞浪市土地開発事業及び特殊建築物に関する条例 第11条第 1 項に規定する職員である。	市 印
瑞浪市長	印

（裏 面）

この証明書を携帯する者は、瑞浪市土地開発事業及び特殊建築物に関する条例により立入調査をする職権を行うものであり、その関係条文は、次のとおりである。

瑞浪市土地開発事業及び特殊建築物に関する条例抜粋

第11条第 3 項 市長は、必要と認めたときには、工事施行中の区域及び特殊建築物に係わる現場に市職員を立ち入らせ、工事の内容を調査することができる。